

補助事業モデル(介護福祉士資格の取得)

【例】①令和7年4月1日にA職員を採用
②就業規則を変更し、令和7年7月1日に奨学金返済手当等制度を創設
③令和7年10月からA職員に対して、奨学金返済手当（月額2万円）を支給
④A職員は令和7年10月27日から奨学金の返済を開始



◇4要件※を満たした、令和7年10月から補助対象期間が開始
◇令和7年10月から研修受講期間等の算定開始

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和7年度 (2025年度)	○奨学金返済手当等制度の創設 ○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援		1年以内に初任者研修を修了する。 ※令和8年9月末日までに初任者研修を修了しなかった場合、令和8年10月以降は補助対象外となる。					初任者研修受講・修了(A職員)						
		1年目:奨学金返済手当支給24万円							1年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和8年度 (2026年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(A職員)							実務者研修受講・修了(A職員)					
		1年目:奨学金返済手当支給24万円							2年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和9年度 (2027年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	3年以内に実務者研修を修了する。 ※令和10年9月末日までに実務者研修を修了しなかった場合、					実務者研修受講・修了(A職員)							
		2年目:奨学金返済手当支給24万円							3年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和10年度 (2028年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(A職員)							4年目に受験			(A職員) 介護福祉士 (試験受験)	合格 →5年目まで補助対	
		3年目:奨学金返済手当支給24万円							4年目:奨学金返済手当支給24万				不合格 →5年目に再度受験	
令和11年度 (2029年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年目:奨学金返済手当支給24万円							4年目の不合格者は5年目も受験 (合否は問わない。)			(A職員) 介護福祉士 (試験受験)		
		5年目:奨学金返済手当支給24万							5年目:奨学金返済手当支給24万					
令和12年度 (2030年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	5年目:奨学金返済手当支給24万円							※令和10年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月(令和11年2月)以降は補助対象外となる。 ※令和10年度の不合格者が令和11年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月					

(※)4要件 ①対象者の採用 ②奨学金返済手当等制度の創設 ③奨学金返済手当等の支給開始 ④対象者の奨学金返済開始

※令和10年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月(令和11年2月)以降は補助対象外となる。

※令和10年度的不合格者が令和11年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月(令和12年2月)以降は補助対象外となる。

平成31年度又は令和2年度に初めて対象者となった継続者〔資格取得期間特例を適用した場合〕

補助事業モデル(介護福祉士資格の取得)

- 【例】①令和2年4月1日にB職員を採用
②就業規則を変更し、令和2年11月1日に奨学金返済手当等制度を創設
③令和2年11月からB職員に対して、奨学金返済手当(月額2万円)を支給
④B職員は令和2年10月27日から奨学金の返済を開始



- ◇4要件(※)を満たした、令和2年11月から補助対象期間が開始
◇令和2年11月から研修受講期間等の算定開始

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和2年度 (2020年度)	○奨学金返済手当等制度の創設 ○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援		2年以内に初任者研修を修了する。 ※令和4年10月末日までに初任者研修を修了しなかった場合、令和4年11月以降は補助対象外となる。						初任者研修受講・修了(B職員)					
									1年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和3年度 (2021年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(B職員)												
		1年目:奨学金返済手当支給24万円					2年目:奨学金返済手当支給24万円							
令和4年度 (2022年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(B職員)					実務者研修受講・修了(B職員)							
		2年目:奨学金返済手当支給24万円					3年目:奨学金返済手当支給24万円							
令和5年度 (2023年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年以内に実務者研修を修了する。 ※令和6年10月末日までに実務者研修を修了しなかった場合、令和6年11月以降は補助対象外となる。					実務者研修受講・修了(B職員)							
		4年目:奨学金返済手当支給24万円					4年目:奨学金返済手当支給24万円							
令和6年度 (2024年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(B職員)					5年目に受験					介護福祉士試験 (B職員受験)		
		4年目:奨学金返済手当支給24万円					5年目:奨学金返済手当支給24万円					5年目:奨学金返済手当支給24万円		
令和7年度 (2025年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	5年目:奨学金返済手当支給24万円					5年目に介護福祉士試験を受験(合否は問わない。)する。 ※令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月(令和7年2月)以降は補助対象外となる。							

(※)4要件 ①対象者の採用 ②奨学金返済手当等制度の創設 ③奨学金返済手当等の支給開始 ④対象者の奨学金返済開始

補助事業モデル(社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師資格の取得)

- 【例】①令和7年4月1日にC職員を採用〔目指す資格は社会福祉士〕
 ②就業規則を変更し、令和7年7月1日に奨学金返済手当等制度を創設
 ③令和7年10月からC職員に対して、奨学金返済手当等を一時金(年2回、9月と3月に各12万円)で支給
 [令和7年度は、10～3月の期間分を3月に支給。翌年度以降は4～9月の期間分を9月に、10～3月の期間分を3月に支給]
 ④C職員は令和7年10月27日から奨学金の返済を開始

- ◇4要件(※1)を満たした、令和7年10月から補助対象期間が開始
 ◇令和7年10月から対象資格取得の算定開始

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度 (2025年度)	○奨学金返済手当等制度の創設 ○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	例外 受験資格として2年以上の実務経験及び一般養成施設等に1年以上通う必要がある場合など、最短の受験ルートであっても受験資格を3年以内に満たさず、4年目に満たす場合のみ、補助対象期間の開始月から4年目に試験を受験することも可とする。						1年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和8年度 (2026年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	1年目:奨学金返済手当支給24万円						2年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和9年度 (2027年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	2年目:奨学金返済手当支給24万円						原則 3年目に受験 3年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和10年度 (2028年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	3年目:奨学金返済手当支給24万円						3年目の不合格者は4年目も受験 4年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和11年度 (2029年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年目:奨学金返済手当支給24万円						4年目の不合格者は5年目も受験(合否は問わない。) 5年目:奨学金返済手当支給24万円					
令和12年度 (2030年度)	○奨学金返済手当等の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	5年目:奨学金返済手当支給24万円											

※1)①対象者の採用 ②奨学金返済手当等制度の創設 ③奨学金返済手当等の支給開始 ④対象者の奨学金返済開始
 ※2)各資格の試験月は以下のとおり(年度により異なる可能性がありますので御注意ください。)
 ・社会福祉士、精神保健福祉士(2月)・公認心理師(3月)

※補助対象となってから3年目に社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師試験を受験しなかった場合、試験日の属する月の翌月以降は補助対象外となる。
 ※3年目の試験不合格者が4年目に、また、4年目の試験不合格者が5年目に試験を受験しなかった場合も、試験日の属する月の翌月以降は補助対象外となる。